

平成 30 年 4 月 1 日制定

横須賀市格付け制度

1 格付け制度の概要

- (1) 格付け等級は市内事業者に対して、事業者ごと業種ごとに設定します。
- (2) 格付けを行う業種は、土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、造園、水道施設の 8 業種とします。市内事業者限定の 8 業種の工事発注は、原則、格付け等級を入札参加条件とします。
- (3) 格付け等級は、「経審の総合評定値」に「発注者評価点」を加えて算出した「総合点数」を基に、業種ごとに予め設定した複数段階の総合点数レベルから該当ランク（等級）を決定します。
- (4) 等級区分は、業種により 4 区分、3 区分、2 区分（A、B、C、D を使用）とします。
- (5) 発注者評価項目・配点、等級区分、等級判定基準、発注標準金額等の格付けに必要な基準は、毎年度見直しを行います。各基準は、見直しを行う都度、公表します。
現年度の発注状況により、発注標準金額区分によらない発注となる場合があります。
- (6) 格付け時期
 - ① 格付けの基データとなる「経審点」及び「発注者評価点」は、毎年度 12 月 31 日時点、の内容で毎年 1 月の申請手続きに基づき確定します。工事の成績平均点は年度末（3 月 31 日まで）で判定します。
 - ② 上記①で確定したデータを使用して、毎年度、5 月（予定）に一斉格付けを行います。
- (7) 格付け制度のイメージ図は、以下のとおりとなります。実際の基準とは異なります。

図表 1－1：格付け等級区分決定イメージ

建設業種	①総合評定値（P）	②発注者評価点	③総合点数（①＋②）	④等級
土木一式	900	100	1,000	A
建築一式	600	50	650	B
：	以下、同様に業種ごとに総合点数を算出し、等級を確定する。			

図表 1－2：等級区別の発注標準金額イメージ

建設業種	等級区分	総合点数	発注標準金額
土木一式	A	1,000 点以上	すべて
	B	700 点以上	5,000 万円未満
	C	300 点以上	1,000 万円未満
建築一式	A	750 点以上	すべて
	B	300 点以上	5,000 万円未満
：	以下、同様に業種ごとに等級区別の発注標準金額を定める。		

2 発注者評価点（主観点）

- (1) 概要
 - ① 発注者評価点は、本市独自で設定・評価します。（「(2) 評価項目と配点」を参照）
 - ② 原則、毎年度、「評価項目」及び「配点」を見直します。
 - ③ 工事成績項目における配点は、「(3) 工事成績の配点方法」のとおりとなります。

(2) 評価項目と配点

区分	評価項目	評価基準	配点（※ 1、2）
工事成績	工事成績点	・ 過去 3 年間の工事成績平均点（ <u>業種ごと</u> に算出）	-20 ～ 75 点
	優良工事	・ 過去 3 年間の優良工事認定件数（ <u>業種ごと</u> に算出）	件数×5 点 （※上限 15 点）
地域貢献	災害緊急協力	・ 本市「災害緊急協力事業者登録制度（※3）」における災害協力点（ <u>業種ごと</u> に算出）（格付け年度時点）	2～12 点 （※上限 12 点）
	防災協力	・ 本市「災害緊急協力事業者登録制度（※3）」において、特別加点を受けている事業者（格付け年度時点）	10 点
	消防団活動への協力	・ 消防団員 2 名以上（申請日時点）	5 点
	市民雇用	・ 市内居住の常勤雇用人数（申請日時点）	・ 1～5 人：1 点 ・ 6～10 人：3 点 ・ 11～20 人：5 点 ・ 21～30 人：10 点 ・ 31 人以上：15 点
社会貢献	障害者雇用	・ 法定雇用人数を超えた障害者雇用（申請日時点） （※ 40.0 人 未満の事業者は 1 人以上雇用）	5 点
	男女共同参画	・ 申請日時点で以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと（①、②は申請日現在で計画期間中であること） ①「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ②「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ③育児休業制度、介護休業制度の採用	いずれか 1 つに該当している場合 5 点
	協力雇用主	・ 申請日時点で以下の①か②の要件を満たすこと ①保護観察対象者等（※）の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者 ②上記①の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者で、横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った 2 年間のうち、連続する 3 か月以上、保護観察対象者等の雇用実績のある事業者（証明依頼書に記載の提出日が、本市への申請日から 1 カ月以内のものに限る） ※保護観察対象者等の範囲は、「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（本市指定書式）」を参照。	①該当：3 点 ②該当：5 点 ※①と②の重複加 点は行わない

※ 1 発注者評価点は、合計で 147 点を限度とします。

※ 2 「業種ごとに算出」とした項目は、登録業種ごとに点数を算出・配点します。それ以外の項目は、登録業種すべてに同一点数を配点します。

※ 3 詳細については、ホームページ（契約・検査）災害緊急協力事業者登録制度）をご覧ください。

(3) 工事成績点の配点方法（業種ごと）

直近の過去3年度に評定した工事成績平均点から算出した発注者評価点を配点します（計算式は図表2のとおり）。ただし、発注者評価点の計算式は、過年度と異なる場合があります。

※ 直近の過去3年度 例：令和7年度の格付けは、令和4～6年度の工事成績が対象

図表2：工事成績平均点から算出した発注者評価点の計算式

工事成績平均点 ※	計算方法	配点の範囲
80 点以上	一律 75 点	75 点
76 点以上 80 点未満	$(\text{工事成績平均点} - 66) \times 4 + 20$	60 点～72 点
74 点以上 76 点未満	$(\text{工事成績平均点} - 61) \times 3 + 15$	54 点～57 点
69 点以上 74 点未満	$(\text{工事成績平均点} - 56) \times 2 + 13$	39 点～47 点
41 点以上 69 点未満	一律 0 点	0 点
41 点未満	一律 -20 点	-20 点

※工事成績平均点に小数点以下の数値がある場合は、小数点以下を切り捨てた数値を採用します。

(4) 優良工事認定の対象期間

工事成績点と同様に、直近の過去3年度に評定した工事について、優良工事における発注者評価点を、業種ごとに配点します。

(5) 災害緊急協力の配点方法（業種ごと）

下表の３種類の点数の合計点を「災害協力点」として、災害緊急協力事業者ごと、登録業種ごとに算出します。災害協力点は、登録業種ごとに、上限を 12 点とします。

区分	内容
① 登録加点	登録事業者には、年度中 2 点を配点します。（登録業種ごとに算出）
② 出動加点	登録更新時に前年の 1 月から 12 月の出動協力実績に応じて、出動 1 回ごとに 2 点を加点します。（登録業種ごとに算出）
③ 特別加点	本市と防災協定を締結し、平常時から防災対策等※を 2 項目以上実施した場合、4 点の特別加点をすることがあります。（特別加点を行う場合は、登録業種すべてに 4 点を加点） ※平常時から防災対策等 ア）自主的に本市と合同で防災訓練を企画・実施したこと イ）本市との事前の取り決めに沿って、自主的な無償パトロールを実施したこと ウ）その他、災害対策に関する備品等の購入など経費を伴う準備等を実施したこと

(6) 評価項目確認方法（提出書類）

区分	評価項目	確認方法	提出書類
工事成績	工事成績点	本市工事等成績評定による評定点	なし
	優良工事	本市工事等成績評定による優良工事認定の件数	なし
地域貢献	災害緊急協力	本市災害緊急協力事業者登録制度に基づく出動回数	なし
	防災協力	本市災害緊急協力事業者登録制度に基づく特別加点	なし
	消防団活動への協力	「本市消防団の加入」及び「団員の常勤性」が確認できる書類 【消防団の加入を証明する書類】 ・消防団員手帳の氏名が確認できるページの写し、消防団員証明書の写し、もしくは消防団員証の写し 【団員の常勤性が確認できる書類】 ・健康保険証（両面）、監理技術者証（両面）の写し等	<u>あり</u>
	市民雇用	市内居住及び常勤雇用のいずれも確認できる書類 【書類】 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し ・健康保険証（両面）、監理技術者証（両面）等の写し	<u>あり</u>
社会貢献	障害者雇用	①法定雇用義務あり 障害者雇用状況報告書（労働局又は公共職業安定所の受付印があるものに限る）の写し ②法定雇用義務なし 「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し」及び「雇用が確認できる書類（健康保険証（両面）、特別徴収通知書の写し等）」	<u>あり</u>
	男女共同参画 ※右記、①～③のいずれか１つに該当している場合	①「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ②「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ③「育児休業制度」及び「介護休業制度」の採用 【①、②の確認方法】 都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」（申請日現在で計画期間中であること） 【③の確認方法】 事業者名、育児休業制度、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し（常用雇用労働者数１０人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る。）	<u>あり</u>

区分	評価項目	確認方法	提出書類
社会貢献	協力雇用主	①保護観察対象者等（※）の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者 ・横浜保護観察所が発行する、協力雇用主として登録したことを連絡した通知書の写し ②上記①の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者で、横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った2年間のうち、連続する3か月以上、保護観察対象者等の雇用実績のある事業者 ・横浜保護観察所から証明を受けた「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（本市指定書式）」（証明依頼書に記載の提出日が、本市への申請日から1カ月以内のものに限る） ※保護観察対象者等の範囲は、「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（本市指定書式）」を参照。	<u>あり</u>

※ 提出書類は、毎年度の格付けに伴う手続きについてのご案内で確認してください。

3 格付けの実施スケジュール

(1) 格付けの実施時期

- ① 格付けの基データとなる「経審点」及び「発注者評価点」は、毎年度1月に受け付ける格付け申請手続きで申請された内容を基に確定します。
- ② 上記①で確定したデータを使用して、毎年度、5月（予定）に一斉格付けを行います。
- ③ **5月（予定）**の一斉格付け後に**経審点の変更があった場合でも**、翌年度5月の一斉格付けまでは、等級の変更は行いません。また、一斉格付け後に、登録申請により格付け対象の業種を追加した場合、当該業種の格付けは、業種の追加登録承認後となります。
- ④ 競争入札参加資格に新規登録した事業者は、登録開始日以降に**格付け申請の手続きが行われた場合に**、格付けを行います。
- ⑤ 発注者評価項目・配点、等級区分、等級判定基準、発注標準金額等の格付けに必要な基準は、毎年度見直しを行います。各基準は、見直しを行う都度、公表します。
- ⑥ **本市が実施する格付けを条件とする入札の参加申請の承認にあたっては、当該案件の参加申請の時点で、次の1及び2の両方を備えていることを条件とします。**
 1. かながわ電子入札共同システム及び同システム内の該当業種の認定を受けていること
 2. 当該案件の公告で指定する格付等級の認定を受けていること

＜参考＞

【かながわ電子入札共同システム定期申請 及び 横須賀市格付け申請スケジュール図】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
神奈川県 定期申請	秋頃 R7・8年度分 定期申請		秋頃 R9・10年度分 定期申請		秋頃 R11・12年度分 定期申請
横須賀市 格付け 申請	R7.1月 R7年度分 格付け申請	R8.1月 R8年度分 格付け申請	R9.1月 R9年度分 格付け申請	R10.1月 R10年度分 格付け申請	R11.1月 R11年度分 格付け申請

※横須賀市の格付け申請は、毎年1月（予定）に申請受け付けを行います。（神奈川県へ申請する定期申請の手続きとは別に、横須賀市へ格付け申請の手続きが毎年必要です）

※神奈川県の定期申請のスケジュールは、令和6年度と同様に実施された場合を想定した参考例です。具体的な日程等は、必ず神奈川県のホームページ等で確認してください。

＜ 令和7年度改正 ＞

(2) 格付けの適用期間等

- ① 令和7年度分の「格付け等級決定通知書」から、格付け認定の有効期限を設定し、当該通知書に印字します。
- ② 格付けを条件とする案件の発注にあたり、毎年度送付する「格付け等級決定通知書」を利用して案件を発注する期間（適用期間）を、令和7年度以降、次のとおり、変更します。

格付け年度	適用期間
令和6年度分格付け	令和6年6月10日から 令和7年3月31日まで
令和7年度分格付け	令和7年6月（予定）から 令和8年6月30日まで
令和8年度分格付け	令和8年7月1日から 令和9年6月30日まで
令和9年度分格付け	令和9年7月1日から 令和10年6月30日まで

※令和9年度分格付け以降は、適用開始：7月1日、適用終了：翌6月30日を繰り返します。

- ③ 「格付け認定の有効期限」と当該格付けを利用する「適用期間」は、原則、同一期間とします。また、格付け認定の有効期限内（適用期間内）に公告された案件を、当該対象案件とします。

＜ 公告案件の具体例イメージ ＞

●令和8年度分格付けの場合（有効期限（適用期間）：令和8年7月1日から、令和9年6月30日まで）

公告日等	適用する格付け
令和8年6月29日公告（同年7月15日開札）	令和7年度分格付け
令和8年7月6日公告（同年7月22日開札）	令和8年度分格付け
令和9年6月28日公告（同年7月14日開札）	令和8年度分格付け
令和9年7月5日公告（同年7月21日開札）	令和9年度分格付け

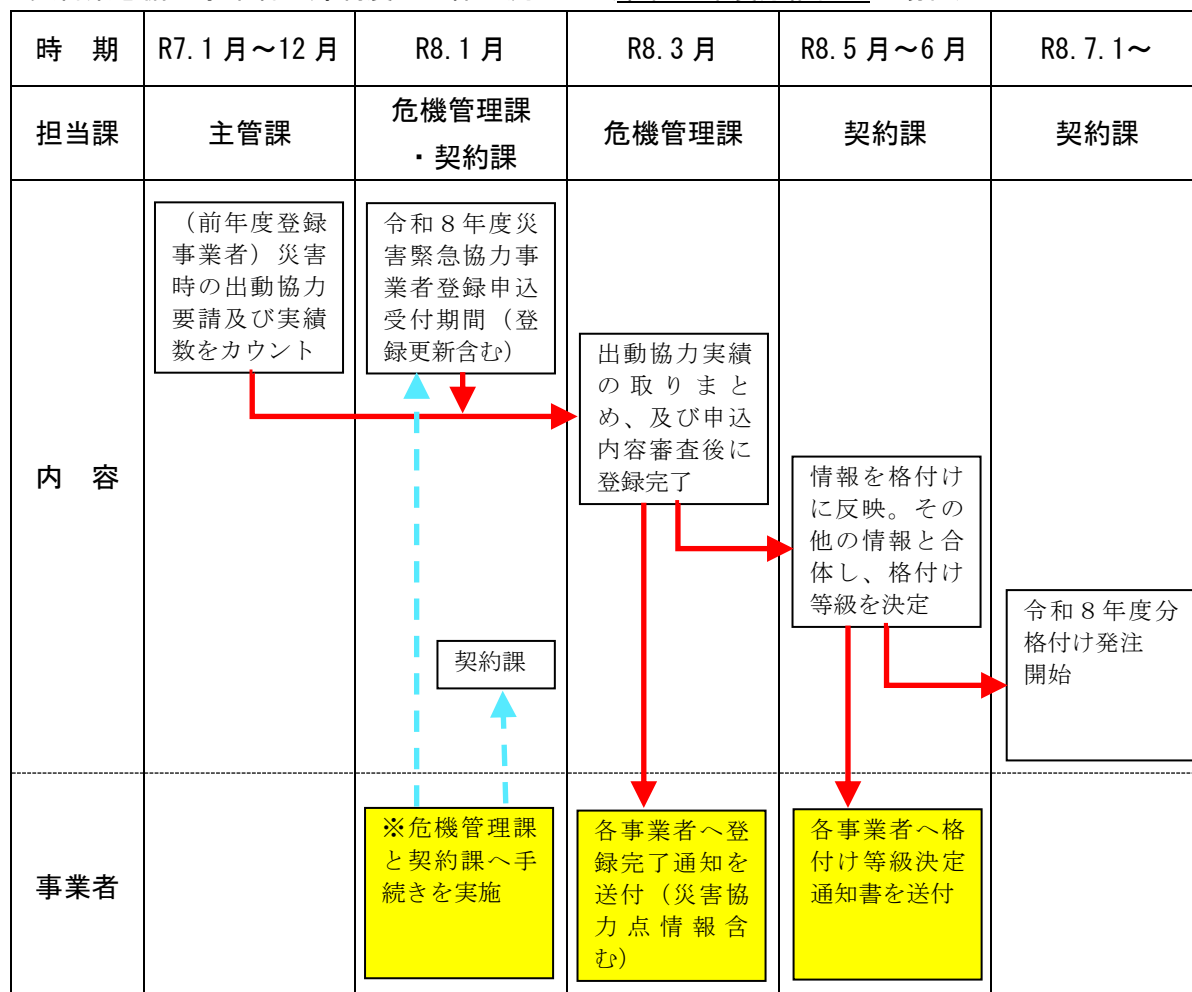
※上記のスケジュールはイメージのため、公告日等は実際の発注と異なる場合があります。

- ④ 「災害緊急協力事業者」、「防災協定締結事業者」、「優良事業者」を対象としたインセンティブ発注案件の適用期間は、上記の②の適用期間と同一期間とします。

（ただし、令和7年度分格付けに限り、令和7年4月1日から「格付け等級決定通知書」を各事業者へ送付するまでの期間も、危機管理課から各事業者へ送付された通知内容にもとづき、同インセンティブ発注を行えるものとします）

＜ イメージ図 ＞

●災害緊急協力事業者登録制度の全体の流れ（令和8年度分格付けの場合）



※令和8年1月に、事業者が実施する必要がある手続き（災害緊急協力事業者登録を希望する場合）

- ・ 危機管理課 ： 令和8年度災害緊急協力事業者登録申込
- ・ 契約課 ： 令和8年度分格付け申請

⑤ 経審点の総合評定値を条件とする発注案件の適用期間は、上記の②の適用期間と同一期間とします。

平成30年12月3日改正

平成31年4月1日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正

令和7年5月15日改正